

富津市国民健康保険事業運営協議会会議録

1 会議の名称	令和元年度 第1回富津市国民健康保険事業運営協議会
2 開催日時	令和元年5月22日(水) 午後1時30分～午後2時35分
3 開催場所	富津市役所 2階202会議室
4 審議等事項	議件 (1) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問事項)  報告事項 (1) 平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
5 出席者	委員 齊藤千代子 平野順子 齋藤 茂 田邊敬子 山寄智子 福原敏夫 永井庄一郎 松原和江 千倉淳子 林裕 事務局 高橋恭市 島津太 尾形卓信 平野巳貴 牧野常夫 鹿島亜希子
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員2人)
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 電話 0439(80)1271
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和元年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 日時 令和元年5月22日(水) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時35分

2 場所 富津市役所 2階202会議室

3 出席委員

齊藤 千代子 (1号委員)  
平野 順子 (1号委員)  
齋藤 茂 (1号委員)  
田邊 敬子 (1号委員)  
山寄 智子 (2号委員)  
福原 敏夫 (3号委員)  
永井 庄一郎 (3号委員)  
松原 和江 (3号委員)  
千倉 淳子 (3号委員)  
林 裕 (4号委員)

4 欠席委員

三枝 奈芳紀 (2号委員)  
鈴木 俊彦 (2号委員)  
熊切 篤 (2号委員)

5 議件

(1) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について  
(諮問事項)

6 報告事項

(1) 平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について

7 その他

8 事務局職員

高橋市長 島津健康福祉部長 尾形国民健康保険課長  
平野国民健康保険課長補佐  
牧野健康づくり課長 鹿島特定健診係長

平野補佐

定刻となりましたので始めさせていただきます。本日の進行をつとめます、平野と申します。よろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、委員の皆様にご報告申し上げます。

富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市の附属機関等である審議会等の会議は、一部の場合を除いて公開で行うべきものとされており、同条第2項の規定により、何人も公開とされた会議を傍聴することができることとされておりますが、いまのところ、本運営協議会を傍聴される方はいらっしゃいませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ただ今から、令和元年度第1回富津市国民健康保険事業運営協議会を開会いたします。

お手元の次第により、進めてまいります。

なお、富津市国民健康保険事業運営協議会の委員定数は13名でございます。

本日、10名の委員の方に出席いただいておりますので、その過半数を超えておりますので、事業運営協議会は成立いたします。

なお、報告が遅れましたが、千倉委員から少し遅れるとの連絡をいただいております。

それでは、次第の2「会長挨拶」でございます。福原会長からご挨拶をお願いします。

福原会長

皆様、こんにちは。

本日は大変お忙しい時期あるいは時間等含めて、第1回の国保の運営協議会を開催いたしましたところ、時間をさいてご出席いただき大変ありがとうございます。

昨日までは大変な天気で見違えるほどの天気になりました。

私どもの年度についても事業に取り組んで1ヶ月を経過しましたけれども、元号が変わったということで、何か平成がずっと前にあったのかなという感もします。そういう意味合いも含めて今年元年は正月に良い年になりますようにお参りしましたけれども、元年についても何人も事故のないような年にしたいなと思っております。

今日もそうですけれども昨日も行政の方で市民に呼びかけて、健康診断を行っております。比較的、私どもが見る限りでは、我々が呼びかけていただいている身なんですけれども、従来より出席率が良くなっているんじゃないのかな、検診の率が良くなっているのかなと感じますけれども、行政からしてみると、もっと来ていただきたいけど、中々受診率があがらないという悩みがあるようです。

他市と比べても、担当を含めてここにおられる執行部の皆さんが一生懸命市民のために健康診断を実施し呼びかけておるのも事実でございますので、本年も受診率をあげながら健康保険にかかる費用がかからないような行政の取組をしていきたいとするのが、私の願いであります。

今日の小学校の君津、富津の小学生の陸上の大会、記録会が開かれておりますけれども、帰りに事務所に寄りましたら、どことなく話しになって、その方おそらく医者に行ったのではないかと思います。随分このところジェネリックが増えましたねと言われてまして、ジェネリックを使っていたらと大変いいんだけどと言ったら、一般市民の方からそんな声も出ました。

この検診が受診される市民の皆さんについても、医者にかかる率と医療費を節減する為の医薬品の節約が浸透しているのかなと思いました。

令和元年も、国保については市民が健康を維持しながらできるだけ医者にかかって欲しくないなという感もしますので、そんな年を願っております。

今日は大変お忙しい中の会議になりましたけども、皆さんに提示しました2件につきまして審議していただくわけですが、慎重審議の中でも活発な意見を出していただいて、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

平野補佐

ありがとうございました。

次に、次第の3、「市長挨拶」でございます。市長の高橋から、ご挨拶申し上げます。

高橋市長

こんにちは。本日は、公私ともにお忙しいなか、御出席賜り誠にありがとうございます。

また、日頃から国民健康保険事業の円滑な運営に、御理解と御協力そしてご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度分から18歳以下に係る国民健康保険税均等割額の減額を実施いたします。

また、第2期保健事業実施計画に基づき、被保険者の生活習慣病対策をはじめとする健康増進事業を行うことにより、医療費の適正化及び富津市国民健康保険の財政基盤強化に努めて参ります。

その一つの取り組みとして、今年度から特定健康診査の結果において腎臓病及び糖尿病のリスクのある方に対して適切な受診を促し、生活習慣病を原因とする慢性腎臓病の発症予防、早期発見及び重症化予防をめざし、君津木更津医師会にご協力をいただき、行政、かかりつけ医及び専門医が連携する「腎臓病地域連携パス」の運用を開始することといたしました。

また、先程、福原会長からのご挨拶でも触れていただきましたが、特定検診をこの市役所を会場とする分では一昨日の月曜日から行わせていただいております。

私も、鼻屑目に見てしまっているのか、多くの方がおいでいただいているように感じているところではありますが、数字を見ますと、例年並みという状況のようでございます。これまでも担当職員はじめ一生懸命努力を重ねているところですが、中々、大きな伸びがみられないということで、今年は各種団体の会合等にお邪魔したり、またはそこでの開催をお願いしたり、少しでも多くの方が受診いただけるよう努めて参りたいと考えております。

また、3年間連続して受診いただいた方に、昨年まで富津市のゴミ袋を提供させていただいて参りました。今年より保険者努力制度の商工部局との連携につながりますので、減塩醤油を提供するということに変更をさせていただいております。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の会議内容につきましては、議題として、

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、の1議件、

報告事項としまして、

平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて、の1件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

平野補佐

それでは、次第の4、「職員の紹介」でございます。健康福祉部長の島津から紹介いたします。

島津部長

健康福祉部長の島津と申します。よろしくお願い申し上げます。

平成31年4月1日付けの人事異動により、職員に変更がありましたのでご紹介いたします。  
国民健康保険課長の尾形です。  
国民健康保険課長補佐兼国民健康保険係長の平野です。  
健康づくり課長の牧野です。  
健康づくり課特定検診係長の鹿島です。  
どうぞよろしく申し上げます。

平野補佐 続きまして、次第の5の議事でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は、福原会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

福原会長 それでは、規約に従いましてしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。ご案内申しあげました議事の次第に沿って進めて参ります。議件(1)「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

尾形課長 議件(1)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

この条例は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成31年政令第87号)が施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ、当該保険税の減額の対象となる所得金額の算定において被保険者等の数に乗すべき金額の引上げを行うため条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容について説明申し上げます。

4ページをお開きください。

第2条第2項の改正は、基礎課税額に係る限度額を58万円から61万円に改めるものでございます。

次に、第11条の規定は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、及び介護納付金課税額に係る、被保険者均等割額の減額に係る規定でございます。

第11条の各号列記以外の改正は、第2条の改正に伴うもので、58万円を61万円に改め、次に、5ページをお開きください。

同条第2号の規定は、被保険者均等割額の5割軽減に係るもので、所得金額の算定において被保険者等の数に乗すべき金額、27万5千円を、28万円に改め、同条第3号の規定は、被保険者均等割額2割軽減に係るもので、所得金額の算定において被保険者等の数に乗すべき金額、50万円を、51万円に改めるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

附則第1項の施行期日ですが、交付の日となります。

次に、第2項の経過措置ですが、この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

次に、6ページをお開きください。

国民健康保険税条例の改正による影響額としまして、平成31年3月31日現在の平成30年度の年度分の調定額では、第2条の改正による課税限度額で、259万円の増額、第11条の改正による減額で、132万円の減額の見込でございます。

以上で説明を終わります。

福原会長 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問はございますか。

松原委員 今回、限度額が上がるということで、基礎のところでお伺いしたいのですが、医療分のところですね。今まで限度額が58万円だったのが61万円になると言うことですね。そうしますと3万円上がるわけですね。後期と介護は同じ金額で前年度と変わらないという事ですよ。総額でもって平成30年度は限度額が基礎、後期、介護で93万円だったものが、3万円増えるから96万円になるわけですね。  
この人たちの所得がどのくらいあったら、96万円になってしまうのかということなんですけど・・・どのくらいの金額なんでしょうか。

尾形課長 例えば、国民健康保険の被保険者が2人いる世帯の場合ですと、所得金額848万2千円以上、給与収入で言いますと1千75万7千778円以上が限度額の対象となります。

松原委員 2人で所得が848万2千円以上ということで、その方たちが96万円払うということですね。年間で。

尾形課長 そのとおりです。

松原委員 そうすると、1割以上国民健康保険税が徴収されるということなんですよね。848万2千円の所得に対し96万円の保険税を払うということは、これが安いか高いかという判断、市民の感情としてどうなのかということなんですけど・・・国保だけ支払うわけではないですよ。他にも色々税金があるわけですし848万円の人たちがすごく裕福な家庭なのか判断はすごく難しいと思うんですけども、富津市で該当するような家庭はどのくらいあるんでしょうか。

尾形課長 平成31年3月31日現在の平成30年度分の調定で申し上げますと、世帯数で年238世帯、被保険者の数ですと690人でございます。これは延べ人数でございますので、基礎課税額に後期高齢者支援金分の課税額と介護納付金分の課税額をそれぞれ足したものになります。

松原委員 値上がりする純粋な世帯はどれくらいですか。

尾形課長 今回の改正案で見込まれる、対象世帯数、差額世帯数につきましては12世帯を予定しております。

福原会長 よろしいでしょうか、他にご意見はありますか。  
質問もないようですので、「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」について、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。  
賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

挙手、多数の賛成をいただきました。ありがとうございます。  
それでは、この議件につきましては只今決定のとおり答申させていただきますので、よろしくお願ひいたします。  
次に、報告事項の「平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

報告事項の「平成30年度富津市国民健康保険事業 特別会計 決算見込」をご説明申し上げます。着座にて、失礼いたします。

お手許にございます、資料の7ページをご覧ください。

この決算見込額は、金額を円単位で、平成31年4月末の内容を元に見込んで、作成しております。主な科目について、ご説明申し上げます。

まずは、歳入の決算見込みとなります。

この表の項目についてですが、この表の左半分、左から順に科目、平成30年度予算現額、平成30年度決算見込額、その右に、決算見込額から、予算現額の差引き額、さらにその右に、参考として、平成29年度決算額、を記載し、表の右半分には、科目ごとの説明を、記載しております。

最初に、1款 国民健康保険税について、ご説明申し上げます。

表の中ほどに、表示を濃くしてあります行が、国民健康保険税の計、となります。

この行の(b)列をご覧ください。

なお、国保税の決算見込の数値については、4月26日現在での収納済額としております。

決算見込み額は、11億3,939万4千円、予算現額に対しまして、4,161万2千円の減額となる見込みでございます。

これは、被保険者数の減少が主な要因でございます。また、参考までに当初予算時点での、決算時の収納率を現年度分、89.42%、滞納繰越分、18.10%、全体では61.03%と想定しておりましたが、決算見込みでは、現年度分が90.17%、滞納繰越分が17.55%、全体では60.12%と見込んでおります。

次に、主に国民健康保険税の督促手数料でございます2款 使用料及び手数料でございますが、予算現額に対しまして18万4千円減額の41万6千円を見込んでおります。

次に、3款 国庫支出金でございますが、合計で、30万1千円と見込んでおり、予算現額に対しまして、19万9千円の減額の見込でございます。

次に、4款 県支出金でございますが、合計で42億5,640万9千円を見込んでおり、予算現額に比べ、2億1,895万8千円の減額を見込んでおります。

これは、保険給付費にかかる費用に対して交付される普通交付金の減額が、主な要因でございます。

次の、6款 繰入金でございますが、予算現額の5億6,914万8千円に対しまして、2,445万7千円減額の5億4,469万1千円と見込んでおります。

これは、一般会計からの繰入金が、減額となる見込みです。

一般会計からの繰入金で、予算現額より減額となったものは、保険基盤安定繰入金(保険者支援分)、物件費繰入金及び出産育児一時金繰入金、支援対策事業分、職員給与費等繰入金でございます。

次の、7款 繰越金は、平成29年度からの繰越金でございます。

1億3,193万2千円と見込んでおります。

8款 諸収入は、その他の収入でございます。

国民健康保険税の延滞金、不当利得や、第三者行為求償による、保険給付費の返納金などの収入で、2,762万円を見込んでおります。

以上、歳入合計の見込でございますが、予算現額に対しまして、2億6,460万円減、対予算伸び率 マイナス4.16%の61億80万7千円と見込んでおります。

引き続き、歳出につきまして、ご説明申し上げます。資料の、8ページをご覧ください。

まず、1款 総務費でございます。これは、国民健康保険を運営するための、事務費及び職員給与費で、予算現額から1,191万7千円減額の1億5,663万1千円と見込んでおります。この歳出分は、すべて一般会計から繰入が行われます。

次の、2款 保険給付費でございますが、保険給付費は、(主に被保険者が窓口で支払った自己負担額の残りの)療養給付費や高額療養費などで、予算現額に対しまして、2億4,231万8千円減額の41億5,005万2千円を見込んでおります。

これは、当初見込んでいた医療給付が伸びなかったことや被保険者数の減少によるものです。

次の、3款 国民健康保険事業納付金でございますが、予算現額から42万3千円減の15億5,914万6千円でございます。

次の、4款 共同事業拠出金でございますが、予算現額から4千円減の1千円を見込んでおります。

次の、5款 保健事業費でございますが、特定健康診査の事業費、短期人間ドックの助成費用やレセプト点検などの費用で、予算現額に対しまして、1,914万円減額の、7,325万5千円を見込んでおります。

次の、6款 基金積立金については、平成29年度繰越金から平成30年度9月補正財源及び基金の利子分43,957円を差し引いた残額4,143万8千円を基金へ積立をしたものでございます。

次の、一時借入金の利子分として計上しております7款 公債費については、今年度支出はございませんでした。

次の、8款 諸支出金は、決算見込として9,478万4千円を見込んでおります。

内訳としましては、過年度分国民健康保険税の還付金が676万円、超過交付を受けたことによる返還金が8,802万4千円となる見込みでございます。

以上、歳出合計の決算見込額は、60億7,530万7千円となり、歳入決算見込額の61億80万7千円から、差引き致しますと、8ページの下に記載のとおり、2,550万円の剰余金が生ずる見込でございます。

しかしながら、実質単年度収支で見ますと、1億8,499万4千円のマイナスとなる見込みでございます。

なお、平成30年度末の国民健康保険基金残高は、およそ7億9,769万7千円を見込んでおります。

また、1人当たりの保険税額を9万1千3百円、1人当たりの保険給付費額を33万9千8百円の見込みとなります。

以上で、報告事項の「平成30年度富津市国民健康保険事業 特別会計決算見込について」の説明を終わります。

福原会長

事務局より説明がありましたが、何かご質問はございますか。

松原委員

7ページの1款、国民健康保険税の事で伺いたいのですが、先程の説明だと平成30年度の予算のときは現年度分が89.42%の収納率、滞納繰越分18.10%、全体で61.03%だが、決算見込みでは現年度分90.17%、滞納繰越分17.55%、全体では60.12%で、全体的には滞納率が悪くなっているということですよ。現年は多くなっているが滞納分の収納率が悪いということですよ。そういう風に理解してよろしいんですね。と言うことは市の指導としては現年度分をまず払ってくださいという指導をされているのか。

尾形課長

保険税の納付につきましては、やはり現年度分を優先して納付するよ



う徴収対策室で行っています。

松原委員 現年度分は上がったが、滞納分の収納率が悪いということは、市全体として保険税の収納率が悪いということなのか。そうした場合、保険税の収納率を上げるためにはどうしたらいいのか。どのように考えているのか。

尾形課長 徴収対策室で収納の事務を行っているわけですが、通常納期まで納めない場合は督促状を発送、その後に納めない場合は催告状を発送しております。

また随時に市民部と健康福祉部で滞納整理を実施したり、その他に財産調査をしているところがございます。

松原委員 努力しても収納率が上がらないということ、どこに根本的な問題があるのでしょうか。どのように考えていますか。

尾形課長 やはり国民健康保険税を納めていただく金額の限度がある。国民健康保険に加入している方は主に給与所得、年金所得者がメインとなっておりますので、所得の金額がそれなりの収入がない中で支払っていただくので、全体で収納率があがらない。全体で見た場合でも、収納率が平成29年度に比べましても若干落ちてしまうということです。

松原委員 難しいですね。

福原会長 これは、事務がいくらやっても納付するのは市民だから、市民が認識として払わなくてはいけないと思っているのか、まーしょうがないかと気楽に考えているのか。すべての方が納付書によって納税してくれば理想ですけども、それができない現実が生じているということだと思いますけども・・・

齋藤（千）委員 滞納者のことなんですけど、前年度に滞納がありますよね。で、今年度もありますよね。そういった場合の徴収は前年度分に加算したもので徴収していくんですか。それとも、前年度はあるが今年度は今年度としての徴収をするのか。

尾形課長 各年度でそれぞれ国民健康保険税を課税しますので、例えば29年度で賦課して入らないものについては、次の年に前年度分を徴収しながら新しく30年度分を課税する形になっております。その中で、払える金額は決まっているので現年度分を優先して支払いをしてもらっている状況です。

齋藤（千）委員 最初の松原委員の質問の答えが、税額が決まっても払える金額には限度があるということですよ。そうすると、例えば滞納してしまった人、1年以内に滞納があればそんなに大きな金額ではないと思いますが、過去に滞納してしまうと額が大きくなりますよね。その大きくなったものを返すにはとてもエネルギーが要るんじゃないかなと思います。でも、滞納した分を0にするわけにはいかないんですけども、滞納する人もいろんな人がいると思うんですけども、滞納する側としては、新規今年度分からというような意識をするようにはならないですか。

島津部長 意識的に現年度を納めていただいて、滞納繰越分を増やさない。その中で、滞納繰越分については、払える金額も決まってくるので、

滞納繰越分については月5千円、1万円を払ってくださいよ。ただし、現年度分はその年度内に納めてください。滞納繰越分が多くなると延滞金もかなり高くなってきます。そこで、納付相談をしながら何とか滞納を減らしていくような分納誓約をしていく。そのようなことを繰り返している間に、滞ってしまった場合に、資格証とか短期保険証になりかねない。なおかつ、納税のない方については、やはり財産調査をしながら差押の方向に行かざるおえない。

市税の中では国保もそうなんですけど、市民税や固定資産税もありますので、家庭の中の財布から出すのに、これは国保、これは固定資産税、これは市民税というふうな中々区分けは難しいとは思いますが、市税全体の滞納額によって、なんとか滞納を減らすような納付相談を丁寧にしていくとしかやりようがない。

低所得者については7割5割2割の軽減措置をとってますので、確かに国保税が高いという声もあると思いますが、そのような方には軽減をあてはめて納めてもらいやすいようにしている。

齋藤（千）  
委員

その査定そのものが、その家庭にとって高すぎるということはないですか。

福原会長

税率が同じ、評価が同じだからそれはありえないと思いますね。

島津部長

税率に関しては国の基準等があって、富津市では税額を抑えるために均等割の軽減をしたり基金を繰り入れたり、今年度は18歳以下の均等割の減額をしたり、何とか納めてもらえるような税額の改正を行っております。

年金だけの収入の方々だと、固定資産税があつたり国保税があつたりすると、かなり厳しい状況があるのではないかと思います。

福原会長

例えば、不動産所得がありますと、過年度課税になりますので、その年に収入があつて次の年に課税されますので、とっとけばいいのですが、あるときに精一杯使って、次の年に税金がきますので、そういうことが結構ありますよね。青堀あたりだと農地課税を受けていた区画整理の土地を例にとると、課税標準が宅地に変わったので100万単位の課税になったときに、国保を優先するか固定資産税を優先するかということになると、固定資産税はおいといて、とりあえず国保を支払っておく。なぜかという、固定資産税は支払方法が色々できるが、国保はいざというときにきかないので優先して支払うと聞いた。支払いがたまってくると一回で払うことができないとたまって来たものを支払うのは大変だと思いますね。

島津部長

滞納している方に対する対応の意見はあるんですけども、国民健康保険税の税額をおとしていくというのは、先程会長も市長も言ったように、特定検診を受けてもらったり、とにかく重症化しないような取組が非常に大切なのかなと思います。歳出の最後の資料の下にあるんですけども339,800円となり、一人当たりの医療費は増えている。

この前ニュースでやってたんですが、白血病の特効薬が出来て、一回あたり3,600万かかって、それが保険診療分にかかってくると、そういった高度な保険になってくると、保険者負担が増えてきて、富津市の中で白血病の治療薬を投与する方がどれくらいいるか把握はできませんけども、今の高度医療の中では、薬なんかもすごく高くなってきてい

るので、そこについてもどういうふうに下げていくのかが重要なのかなと。その為には、やはり白血病は突然なるのではないですが、糖尿病の重症化予防とかを健康づくり課が中心となってやっていますので、その部分を取り組んでいく必要がある。

心疾患もかなり医療費がかかる。心臓系の手術はお金がかかるので、早めに検査をしてもらうことが大事なので、特定検診の受診率をかなりあげていかないといけないと思います。

福原会長

他に何かありますか。

無いようですので、以上で報告事項を終了いたします。

本日、諮問された議件における答申書の書面については、私に一任いただけますでしょうか。

各委員

異議なし

福原会長

続いて、5のその他ですが、事務局より何かございますか。

尾形課長

令和元年度第2回の富津市の国民健康保険事業運営協議会ですけれども、8月6日（火）に予定しております。

また、同日に君津郡市の国民健康保険事業運営協議会委員を対象に富津市防災センターで研修会を開催する予定ですので、お知らせいたします。

福原会長

他に何かありますか。事務局よろしいですか。委員の方からぜひありましたらお願いします。

山寄委員

生保の方は、原則ジェネリックということで厚生労働省から連絡が来ていますが、公費の方は結構いらっしゃいますよね。その方たちに、私たちも、なるべくジェネリックを患者さんにいかがですかと話をしていますが、原則とかそういう市の方はどのように考えていますか。

尾形課長

後期高齢者につきましては・・・

山寄委員

高齢者だけではなく公費の方です。自立支援とか・・・公費だと負担は市役所とか公的ところが負担するわけですよ。出ればジェネリックを使ったほうが薬価も下がるので、生保みたいに原則ジェネリックを使って欲しいということがないので、私たちも強く言えないんですよ。だめと言われればそれまでなんですけど。

考え方が偏ってしまうかもしれませんが、私たちも公費の方は原則ジェネリックを使った方がいいですよという、市の体制とか考えたら、厚生労働省みたいな通達とかあるとどうかなと思います。

結構、公費が多いんですよ。子供医療もそうなんですけど、全部ただなので、患者さんてちょっとした風邪でも医療機関にかかるんです。こんな事で医療機関にかかるのという患者さんがいるので、子育て支援で安くて無料はいいんですけど、出来たら同等のものジェネリックを推奨するので、出来たら公費を使われる方は、ジェネリックを原則使っていないかなという通達などを出していただけたら、こちらも言いやすいのではないかなということですよ。

島津部長

子供医療とか厚生医療、育成医療、色々あると思うんですけども、国保の担当だけではなくて、そこの担当課は福祉の窓口課だったり、子育て支援課などありますので、私の方からもそういったことが可能である

のかどうかということ調べて、子供医療は現在やっている事業なのでそこで指導などが出来るかどうか、また、厚生医療、育成医療については、国の制度の中でそういった経緯があるのであれば、利用者に推奨していく形がとれればやっていきたいなと思いますので、確認させていただきたい。

山寄委員 今、ここで言うことがわからなかったのですが、疑問に思っていたので

福原委員 その他、ありませんか。

林 委員 せっかく、ジェネリックの話になったので、資料をお持ちしたので、今の近況をお知らせしたいと思います。  
協会月報なんですけども、ジェネリックの医薬品使用促進に向けた取組について、前回お話しさせていただきましたが、セミナーを今年の3月7日に全国の協会で行っております。  
そこで8月と2月が国民健康保険協会からジェネリック薬品の軽減額通知を毎年お送りしております。  
ジェネリック薬品の推進月間として、オール千葉でこういった取り組みをしていきたいというムーブメントをおこしていきたいと思っております。この模様については千葉日報でとりあげていただきました。  
裏面ですが、平成21年度からこの薬に切り替えたらこの位お安くなりますよという方々に直接ご本人にお送りしております。  
あと、中吊り広告、8月や2月にまた今年もやりますけれども、総武各線、各駅停車、京葉線、一部内房線、外房線にも乗り入れがありますけれども、ラジオCMなどこの期間にテレビ広告を集中的にやろうとしております。  
裏面の上のほうに、健康保険組合さんにお声を掛けさせていただいております。亀田病院さん、キッコーマンさん、京葉ガスさんなど8健康保険組合さんに同時期に発送するというのをご協力いただいている。あと、プラスこの回が終わった後に日本健康保険組合さんに23万人いるんですけども、ご協力をいただき一斉送付をしました。今まで毎月送っておられたそうですが、一斉送付で同時期にシナジー効果を期待して取組をしております。  
こういった状況でございます。以上、申し上げます。

島津部長 ポスターを行政にいただいて、国保の窓口や医療機関等に貼ることは可能ですか。

林 委員 可能ですが、作成部数が限られておりますので、少しでしたら余力がございます。ただ、こういったご要望が多ければ作成も含めて予算化を検討していきたいと思っております。

島津部長 せっかくですから、役所のどっかしらに貼ったほうがいいですね。

林 委員 こちらで貼って啓発を・・・

尾形課長 ジェネリックについては7月に新しい保険者証を毎年出しています。その中に希望シールを同封して、保険者の方に周知しています。

林 委員 7月とか今までばらばらだったのを、集中月間みたいな8月と2月にやってはかがかという取り組みに。

- 山寄委員 今、うちの薬局では、80%以上のジェネリックを使っていただいています。
- 今AGという、オーストラリアジェネリックという、もともとの医薬品と同じ生産ラインで同じ成分で同じ添加剤を使ったお薬が出てきてるんです。薬価もジェネリックと同じで安くなっているので、結構出来るだけAGを使わせていただいて、ジェネリックを推奨している。
- 福原会長 素朴な質問です。人間て安いから効かないじゃないかと、これはどうですか。
- 山寄委員 AGは、もともとのお薬と同じに作られるわけですから問題はないです。
- ただ、年齢によってはそれを気にされる方がいて、同じものなのに、それを飲んだから下痢をしたとか、その人の感じ方なので、私たちがいくら同じだからと何度も説明しても、元に戻して下さいという方は実際いらっしやいます。
- なるべく、ただ仕入れが安いからではなくて、同じように効くようなものを、どこの薬局も選んでると思います。
- 福原委員 他の食品だったら試食というものがあるが、一回飲ませてくださいというわけにはいかないの、巷に行くと安ければ効かないという考えははってしまう。
- 山寄委員 昔の贓品とは違って・・・
- 福原委員 今日来た委員は、責任をもって自身をもって100%同じなんですよと言わないと。今日の話の中で効き目が7割位しかないらしいよねと言われて、自信がないから、でもそういうけれども特許持っているのが期限が切れて誰が作ってもいいよということだから、そんなことないと思うよと言うんだけど・・・
- 安いから効かないんだよねと言われたらそうだねと言う話になるが、今話を聞いて確信を持ってそんなことはないと言えそうです。
- 齋藤（千）委員 私は、ジェネリックを使ったんです。薬局の窓口で、今まで薬局で支払っていたお金とあまりにも違ったのでビックリして聞いたんです。えっいいんですかと聞いたら、そうですよと。こちらのほうが安いからと。良かったと思って。
- 待っている間に、薬剤師さんと他の患者さんとのやり取りを聞いていると、ジェネリックでもいいですかと薬剤師さんがおっしゃるんですけど、聞かれた人はそれがなんだかわからなくて、説明するんだけども年をとっている人だと、説明受けても良くわからなくて今までと同じでということになるんですけど。
- 例えば、ジェネリックになった場合に、この位の金額になりますよみたいなことは言えない。
- 山寄委員 その場ですぐ計算はできないんですよ。1種類だったら薬価で計算できるけど、何種類もあるとまずそれを計算して何日分でそこに他の調剤などを足して計算して、先発品と今回のものと計算し直さないと、即答は無理です。
- 齋藤（千）委員 そうすると、そういう実情があるので難しいのではないかと。

- 山寄委員 最初は、中々進まなかったんですけど、お医者様と連携させていただいて、先生のほうでジェネリックは今まで払うよりは少し安くなるけど、それを使ってみたらと。
- 患者さんて薬局の薬剤師が言うより先生に言われたら大丈夫と思うんです。その辺が私たちの力不足で申し訳ないんですが、お医者さんがジェネリックが出たから使ってみられたらと一言言ってくださるだけで、だいぶ変わってきます。
- 最初の頃はジェネリック20%いくかいかないくらいだったんです。前年度4月の改定で、先生のほうでお話を持っていってくださったので1、2ヶ月で80%までいかせていただいております。
- 松原委員 処方箋を先生からいただくと、ジェネリックではいくらですと書いてありますよ。
- 山寄委員 ただ、1種類だと何円とかだけど、何種類と出てる人だと千円位違ってくるんです。
- 薬価って先発が100円でジェネリックが50円とういことがありますよ。
- とりあえず飲んでみて、値が下がらなかつたら薬のせいにしていただいてもいいんですけど、試してみる。大丈夫です。今のは厚生労働省で許可して出されてお薬なので。
- 福原会長 ありがとうございます。
- 今日は、たまたまそういうことを言われたもので。
- 安いから余分に飲めと言えないからね。
- 山寄委員 余分には飲まないでください。
- 福原会長 他にございませんか。
- 林 委員 もう1点いいでしょうか。
- 特定検診の件なんですけれども、とてもされているとのことで、腎機能のCKDの疑いのある方について、かかりつけ医からの専門医、集合契約といって被用者保険が特定検診のご家族の方、県の医師会と各地域の医師会が取りまとめて、保険者の被用者保険の集合を契約でお勤め先の共済や健康保険組合だったり協会健保であったり、ご家族だったら医師会の配下のクリニックさんとか診療所さんで受けることが出来ますよと毎年締結している。
- 令和元年度から集合契約Bと言うんですけども、基本的な検診の中に結成クレアチン及びeGFR検査として入れるということで、単価が少し上がったんですけども、集合契約Aと言って大きな団体に所属している場合は入らないんですけども、小さな診療所、クリニックで受ける場合は、結成クレアチンとeGFRが計れるということに、先月からなっております。
- 被用者保険ではちょっとだけそっちの方に寄ってきている。早めに腎機能が弱ってきているというのがわかると、人工透析にならないように早めに治療コントロールしていただける環境が整ってきている。
- 今後それをアナウンスしていければなと思っております。
- 福原会長 他にございませんか
- 無いようですので、以上で令和元年度第1回富津市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

(午後 2 時 3 5 分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

令和元年 6 月 日

議事録署名人